

第2回 富山県入札契約適正化検討委員会

日時 平成19年3月20日(火)
午後1時30分～4時
場所 富山県民会館302号室

- 1 開 会
- 2 建設業界の現状等についてのヒアリング
- 3 検討課題についての審議
 - (1) 一般競争入札の拡大と地域要件の設定
 - (2) 総合評価方式の拡充
 - (3) 著しい低入札に対する対策
- 4 閉 会

1 一般競争入札の対象範囲の拡大と地域要件の設定

(1) 一般競争入札の対象範囲の拡大

(検討事項)

- ・30～50百万円未満の工事について、一般競争入札へ移行すべきか
- ・20～30百万円未満の工事について、一般競争入札へ移行すべきか
- ※ 現在は、20～50百万円の4割について地域公募型指名競争入札を実施
- ・10～20百万円未満の工事について、一般競争入札を導入すべきか
- ※ 拡大する場合は段階的に実施すべきか

(論点1)

・全国知事会「公共調達に関するプロジェクトチーム」の指針では、「一般競争入札の適用範囲を拡大し、当面、1千万円以上の工事については、原則として一般競争入札による」としている。

① 他県における対象範囲の見直し状況(一般競争入札の下限)

区 分	H19.4月	H19年度中	H20年度以降	備 考
5千万円超	9県			
3千万円超～5千万円	10県	3県		
2千万円超～3千万円	3県	1県		
1千万円超～2千万円	1県			
1千万円以下	10県	5県	5県	
未定・検討中	14県	25県	30県	

② 他県における段階的拡大の方法

方 法	県数	例 示
対象金額の引下げ	17県	(石川)H19.4月:50百万円以上 ⇒ H19.10月:30百万円以上 (秋田)H19.4月:40百万円以上 ⇒ H20.4月:2.5百万円超
実施割合の拡大	7県	(埼玉) 10百万円以上 H19:40% ⇒ H20:70% ⇒ H21:100%
		(静岡) 10～50百万円 H19:10% ⇒ 試行状況を見極めながら拡大

(論点2)

・50百万円未満の工事を一般競争入札の対象とした場合、対象工事の件数が非常に多くなるため、審査事務が大幅に増加するとともに、契約までに日数を要し工事の発注が遅延するおそれ大きい。

① 他県における事務量削減策

対策内容	概要・効果	県数	課題等
事後審査方式の導入	・入札参加条件の審査を開札後、最低入札者のみ行うもの。 ⇒ { 審査事務の減(▲4時間/件) 事務処理日数の短縮(▲6日/件)	34県	・特になし
設計図書の電子配付	・配付する設計図書の電子化 ⇒ { 設計図書の印刷・郵送事務が不要 事務処理日数の短縮(約1週間/件)	7県	・現在試行中。 ・業者に印刷設備が必要

② 事後審査方式導入に伴う効果

入札方式	事務処理の日数		事務処理時間 (入札1件当たり)
	本庁	出先機関	
指名競争入札 (A)	24日程度	17日程度	約8.8時間
地域公募型/一般競争入札(事前審査)[現行] (B)	38日程度	24日程度	約21.4時間
一般競争入札(事後審査) (C)	32日程度	23日程度	約17.4時間
指名競争⇒一般競争(事後審査) (C)-(A)	+8日程度	+6日程度	+約8.6時間
一般競争(事前)⇒一般競争(事後) (C)-(B)	▲6日程度	▲1日程度	▲4.0時間

※土木センター・事務所における実績を基に算出したもの。

③ 一般競争入札の対象拡大・事後審査方式導入に伴う事務処理時間の増減 (単位:時間)

設計金額	入札件数 (H17実績)	事務処理時間の増減			備考
		現行(4割)	5割に拡大 (1割増)	すべて実施 (6割増)	
50~300百万円	72件	+260	-	-	H19年4月以降すべて実施のため
30~50百万円	370件	▲590	+320	+1,920	対象件数1割増で、320時間増
20~30百万円	334件	▲540	+290	+1,740	対象件数1割増で、290時間増
合計		▲870	+610	+3,660	

設計金額	入札件数	2割に拡大	5割に拡大	すべて実施	備考
10~20百万円	616件	+1,060	+2,650	+5,300	対象件数1割増で、530時間増

(2) 地域要件の設定

(検討事項)

一般競争入札の拡大により競争性を高めることが求められているが、一方、地域の安全安心を支える建設業の存続も大切であることから、これらの点を考慮して、どのような地域要件を設定すべきか

(論点)

全国知事会「公共調達に関するプロジェクトチーム」の指針では、

- ・一般競争入札の地域要件を設定するに当たっては、応札可能者は20～30者以上を原則とする。
- ・地元中小企業は災害が発生した場合の緊急出動等の地域貢献に果たす役割も大きい。とされている。

① 現行の地域要件

百万円 入札方式		地域要件の内容(現行)	
2,410	WTO	(原則) ・入札参加条件を満たす者すべて	
1,000	制限付き 一般競争	(原則) ・県内業者・県外業者によるJV	
300	通常公募	(原則)・県内業者のみによるJV ※ 特殊工事等は、県内業者と県外業者によるJV	
100	簡易 公募	(簡易公募) ・県内業者	(通常型指名) 土木センター管内業者 15者
50 40 30 20	地域 公募	(地域公募) ・土木センター管内業者	(通常型指名) 土木センター管内業者 13者
15 10 2.5	40% 通常指名競争	(通常型指名) ・土木事務所管内業者10者	

② 他県の設定状況

都道府県全域まで地域要件を広げる金額の下限額

3億円以上	6県
2億円以上	4県
1億円以上	14県
6千万円以上	5県
その他(特殊工事の場合)	2県

③ 県工事实績(一般土木工事)の保有業者数

(単位:者、件)

格付	新川土木		富山土木		高岡土木			砺波土木	合計	工事件数
	新川	入善	富山	立山	高岡	氷見	小矢部			
A	(11) 11	(23) 23	(42) 40	(12) 11	(30) 30	(9) 9	(9) 9	(33) 32	(169) 165	401
B	(16) 14	(29) 20	(68) 45	(14) 12	(44) 40	(22) 23	(6) 6	(40) 37	(239) 197	
C	(24) 19	(30) 20	(89) 50	(19) 16	(45) 27	(14) 12	(7) 6	(20) 15	(248) 165	282
D	(35) 10	(57) 25	(111) 40	(30) 15	(106) 34	(25) 13	(19) 4	(46) 9	(429) 150	
計	(86) 54	(139) 88	(310) 175	(75) 54	(225) 131	(70) 57	(41) 25	(139) 93	(1,085) 677	1,353

※平成16年度及び17年度に県工事を受注し、工事成績を保有している者を計上。

※工事件数は平成17年度実績

※()は平成19年3月1日現在の電子入札登録業者数

④ 災害時における建設企業の役割

道路や河川等の公共土木施設の損壊箇所の応急措置、障害物除去等
(具体例)

- ・通行規制のためのバリケード等の設置
- ・被害の拡大防止のための仮設防護壁の設置
- ・崩壊土砂や落石の除去
- ・道路面の段差解消や穴埋め
- ・迂回路の確保や監視員の配置

災害協定参加業者数

新川土木		富山土木		高岡土木			砺波土木	合計
新川	入善	富山	立山	高岡	氷見	小矢部		
80	75	215	73	224	52	32	129	880

⑤ 除雪業務への対応

ア 除雪計画延長 2, 297キロメートル(国道、県道等 313路線)

イ 除雪の出動基準 新雪による積雪深が10センチメートルを超える場合

ウ 除雪委託企業数(平成17年度) (単位:者)

格付	新川土木		富山土木		高岡土木			砺波土木	合計
	新川	入善	富山	立山	高岡	氷見	小矢部		
A	11	12	16	6	11	6	5	19	86
B	9	9	35	4	5	8	2	19	91
C	5	8	23	2	8	4	2	5	57
D	12	1	23	8	4	1	3	2	54
その他	9	5	26	7	3	1	4	1	56
計	46	35	123	27	31	20	16	46	344

※その他は造園等の業者数

2 総合評価方式の拡充

(検討事項)

- ・試行件数をどの程度拡大するのがよいか。
- ・対象工事を土木工事(一般土木)に限定すべきか。

(論点1)

・国土交通省は原則すべての工事で総合評価方式を実施しており、全国知事会「公共調達に関するプロジェクトチーム」の指針でも、「談合防止にも効果があるといわれている総合評価方式の拡充を図るべきである」としている。

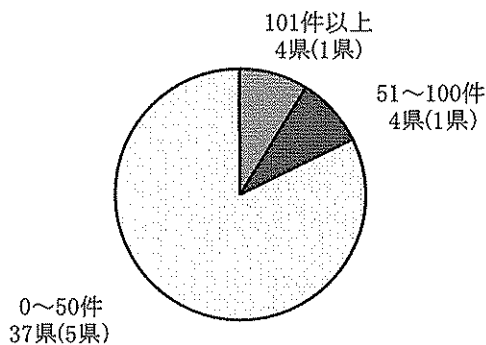
①本県の実施状況、他県の実施状況及び実施予定等

ア 本県及び近県の実施状況(H18年度)

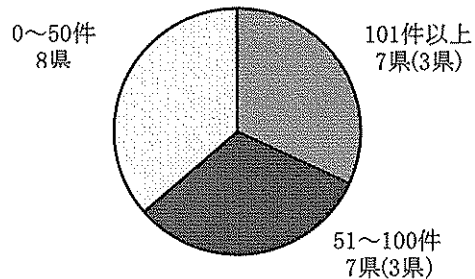
県名	件数	対象工事	備考
富山県	17件	通常型指名競争入札 設計額2千万円以上の土木工事(一般土木)	土木センター(土木事務所)や農地林務事務所において各1~3件
新潟県	29件	土木工事・建築工事	
石川県	38件	Aランク等級を対象とした土木工事・建築工事	特別簡易型(簡易型II型)あり
福井県	5件	Aランク等級を対象とした土木工事(一般土木)	

イ 他県の実施状況及び実施予定

H18年度実施状況



H19年度実施予定



※ 2月26日現在(45県の回答)

※ 2月26日現在(22県の回答)

※ ()内は、特別簡易型(簡易な施工計画を要しない型式)を採用している県

ウ 出先機関の発注体制

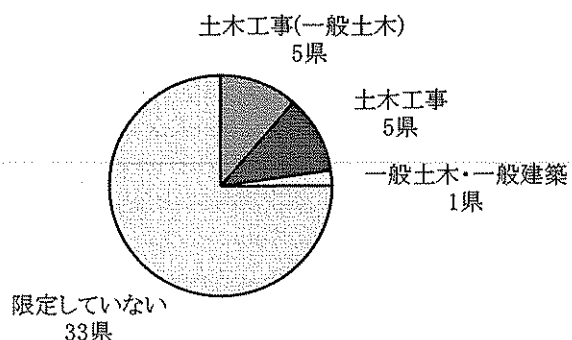
・出先機関の工務班(発注担当)の数 **89班**

②対象工種の設定状況

ア 本県の工種別発注件数

工事	発注工種	件数	割合
土木工事	一般土木	527	69.4%
	AS舗装等	54	7.1%
	鋼橋上部工等	23	3.0%
	法面処理等	58	7.6%
	その他	24	3.2%
建築工事	一般建築	27	3.6%
	その他	34	4.5%
その他(特殊工事)	その他	12	1.6%
計		759	

イ 他県の対象工種の設定状況(H18年度)



※設計額2千万円以上の工事(H17年度実績・災害復旧工事を除く)

3 著しい低入札に対する対策

(1) 数値判断基準(失格基準)の設定

(検討事項)

- ・現行の低入札価格調査制度を今後も維持することでよいか。
- ・原価割れが予想されるような著しく低価格で、工事の適正な施工が行われないおそれ大きいと考えられる入札を失格とする数値判断基準について導入すべきか。

(論点1)

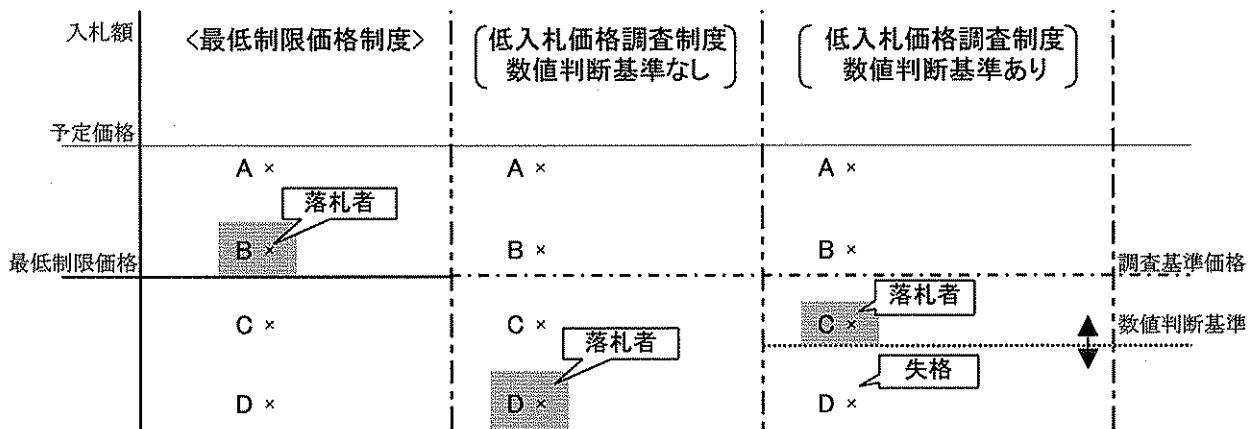
- ・著しい低価格入札は、一般的に工事の手抜き、下請企業へのしわ寄せ、労働条件の悪化や安全対策の不徹底等につながりやすい。
- ・著しく低価格で入札をした者と契約することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある。

① 他県における最低制限価格制度と低入札価格調査制度の運用状況

○低入札価格調査のみ	7県	〔うち数値判断基準あり 5県〕
○最低制限価格制度と低入札価格調査制度を併用	40県	
		〔うち数値判断基準あり 14県 なし 26県〕

※一般競争(公募型)入札の対象工事に低入札価格調査制度を適用している例が多い。

<最低制限価格制度・低入札価格調査制度での落札者決定方式>



② 数値判断基準(失格基準)の比較

	入札額等を基に設定	設計額を基に設定
算出式	入札価格<(調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均価格)×0.9	次の一つでも満たさない場合 ①直接工事費≥設計上の直接工事費×0.75 ②共通仮設費≥設計上の共通仮設費×0.6 ③現場管理費≥設計上の現場管理費×0.4 ④一般管理費≥設計上の一般管理費×0.3
評価	○ ・企業側の見積り努力を評価 ・入札額の活用により業者から類推しづらい。 ・数値判断基準の下限が際限なく下がる可能性あり。	△ ・企業側の見積り努力の評価など低入札価格調査制度導入の趣旨にそぐわない。 ・実質、最低制限価格の復活

③ 低入札調査対象工事に係る入札額と設計額の関係(H13~H17)

(土木工事)

(単位:件)

区分	設計額に対する入札額の割合				他県の設定割合等
	~30%	30~50%	50~70%	70%~	
直接工事費	—	—	2	63	70%:5県、75%:5件
共通仮設費	13	27	13	12	30%:1県、50%~60%:8県、70%:1県
現場管理費	26	26	11	2	20%:2県、30%~40%:6県、50%:2県
一般管理費	48	13	4	—	10%~20%:2県、30%:7県、50%:1県

④ 入札額を活用した数値判断基準(失格基準)による試算

(算出式) 入札価格<(調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均価格)×0.9

※調査基準価格を下回る価格での応札者が3者未満の場合は下位3者とする。

(試算例)

工事名	予定価格	調査基準価格	失格基準額	備考
A工事	100,000	71,500	63,450 最低者落札	①=68,500、②=70,000、③=73,000、④=88,500
B工事	100,000	80,000	60,030 最低者落札	①=63,500、②=64,500、③=66,500、④=67,500、 ⑤=71,500
C工事	100,000	73,500	70,650 最低者失格	①=60,000、②=77,500、③=98,000、④=98,500

(2) 施工体制の点検強化等

(検討事項)

・工事の品質確保や下請企業へのしわ寄せ防止等を図るため、低入札価格調査の対象となった工事について、下請取引実態調査の実施を検討するとともに、粗雑工事があった場合の指名停止の強化等のペナルティ措置などを検討すべきか。

(論点)

・著しい低価格入札は、一般的に工事の手抜き、下請企業へのしわ寄せ、労働条件の悪化や安全対策の不徹底等につながりやすい。

① 低入札受注対策

他県では、一定規模以上の工事などについて、次のような対策を講じている。

対策の内容	内 容
監督・検査等	
監督員の確認頻度の増	・監督員による段階確認等の頻度を増加
工事監察の強化	・施工体制の点検等の頻度を増加
中間検査の強化	・通常の間接検査よりも厳格に検査を実施
施工体制台帳等の作成	・施工体制台帳と施工体系図の作成
下請企業への適正な支払確認のための立入調査等	
受注者への立入調査	・実際の施工が低入札調査の内容と適合するか調査
下請企業への立入調査	・下請代金が適正に支払われているかを調査
追加調査(フォローアップ)	・完成検査結果後、下請業者が不当な圧迫を受けているか調査
指導・監督処分	・建設業法に基づく指導や監督処分
低入札対策としてのペナルティの設定	・粗雑工事における指名停止期間の加重